

○恵那市資源回収事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再生利用できるものを回収する団体に対し予算の範囲内で、奨励金を交付することについて恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる団体は、営利を目的としない市内の公共的団体であつて、小学校及び中学校のPTA、こども園、保育園及び幼稚園の保護者会、自治会、自治連合会、恵那市地域自治区条例（平成30年恵那市条例第42号）第1条の規定により設置された地域自治区、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）又は、岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年岐阜県条例第30号）に基づく特定非営利活動法人及び市長が適当と認める団体で、定期的に又は恒常的に資源回収を行い、資源回収事業実施団体として登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

2 前項の登録を受けようとする団体は、資源回収事業実施団体届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、届出書が提出されたときは、これを審査し、実施団体として認定した団体を資源回収事業実施団体登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

4 実施団体は、届出書の内容に変更が生じた場合、速やかに資源回収事業実施団体変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付対象品目)

第3条 この要綱において奨励金の交付対象とする品目（以下「交付対象品目」という。）は、再生利用が可能な廃棄物のうち、次に定める物とする。

(1) 紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ及び飲料用紙容器等

(2) 繊維類 布類

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該総重量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 新聞、雑誌、段ボール、布類及びアルミ缶 1キログラム当たり4円

(2) 雑がみ 1キログラム当たり10円

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、事業実績書(第4号様式)及び、資源回収の実績を証する伝票とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。